

平成16年度建設雇用改善助成金等の一部改正

1 建設雇用改善助成金

平成15年度	平成16年度
建設教育訓練助成金	
第1種 中小建設事業主等が職業能力開発促進法に基づいた認定訓練を行う場合にその費用の一部を助成	変更なし
第2種 技能実習 中小建設事業主等が建機の使い方の実習訓練等を行う場合にその費用の一部を助成 共同訓練 中小建設事業主が建設工事現場において共同で行う教育訓練の指導員の謝金の一部を助成 通信教育 中小建設事業主が雇用する建設労働者に通信制による教育訓練を受講させた場合の受講料の一部を助成 新規・成長分野進出 建設事業主が、建設業における新規・成長分野に対応するための教育訓練を実施又は受講させる場合の経費の一部を助成	変更なし 平成16年度廃止（経過措置あり） 平成15年度に受給資格認定を行っているものに限り平成16年度支給 変更なし 変更なし
第3種 職業訓練法人等が野丁場（ダム・陸橋等の大規模工事）職種の職業訓練を実施する場合に訓練施設整備・運営費等の一部を助成	変更なし
第4種 認定訓練 中小建設事業主が雇用労働者に有給で認定訓練を受講させた場合にその賃金の一部を助成 技能実習 中小建設事業主が雇用労働者に有給で技能実習を受講させた場合にその賃金の一部を助成	変更なし 変更なし
共同訓練 中小建設事業主が雇用労働者に有給で共同訓練を受講させた場合にその賃金の一部を助成 再就職援助措置 建設事業主が雇用労働者に有給で再就職援助措置を受講させた場合にその賃金の一部を助成	平成16年度廃止（経過措置あり） 平成15年度に受給資格認定を行っているものに限り平成16年度支給 平成16年度廃止（経過措置あり） 平成15年度に受給資格認定を行っているものに限り平成16年度支給
新規・成長分野進出 建設事業主が雇用労働者に有給で新規・成長分野に対応するための教育訓練を受講させた場合にその賃金の一部を助成	変更なし

平成15年度	平成16年度
<p>雇用管理研修等助成金</p> <p>第1種 中小建設事業主等が雇用管理研修等を行う場合、その経費の一部を助成</p> <p>第2種 中小建設事業主が雇用労働者に有給で雇用管理研修等を受講させた場合にその賃金の一部を助成</p>	<p>変更なし</p> <p>変更なし</p>
<p>福利厚生助成金</p> <p>作業員宿舍 中小建設事業主等が作業員宿舍を購入賃借等した場合に経費の一部を助成</p> <p>現場福利施設 中小建設事業主等が、食堂、休憩室、更衣室、浴室、便所及びシャワー室を購入、賃借等した場合に経費の一部を助成</p> <p>リフレッシュカー 中小建設事業主等が車両型福利施設（リフレッシュカー）を購入した場合に経費の一部を助成</p> <p>全天候型仮設屋根 建設事業主等が全天候型仮設屋根を賃借した場合に経費の一部を助成</p> <p>健康診断 中小建設事業主が期間を定めて雇用する建設労働者に医師による健康診断を受診させた場合に助成</p>	<p>変更なし</p> <p>変更なし</p> <p>平成16年度廃止（経過措置あり） 平成15年度に購入しているもの限り平成16年度支給</p> <p>平成16年度廃止（経過措置あり） 平成15年度から賃借しているもの限り平成16年度支給</p> <p>変更なし</p>
<p>雇用改善推進事業助成金</p> <p>第1種 全国又は地方の中小建設事業主団体等が特定の業種・職種等において抱える雇用管理上の課題に対応するための事業を実施する経費の一部を助成</p> <p>第3種 元方事業主が特定グループにおいて抱える雇用管理上の課題に対応するための事業を実施する経費の一部を助成</p> <p>第2種 都道府県の中小建設事業主団体等が地域・業種・職種にわたり雇用改善に係る包括的、共通的課題について、広報・啓発、団体等の指導援助を実施する経費の一部を助成</p>	<p>第1種と第3種を統合 別紙参照</p> <p>一部変更 別紙参照</p> <p>新規 建設業需給調整機能強化促進助成金傘下の中小建設事業主から離職を余儀なくされる建設労働者等に係る無料職業紹介事業を実施しようとする中小建設事業主団体に対し、無料職業紹介事業の実施に係る初期経費の一部を助成 (助成率 2/3、限度額 80万円)</p>

2 建設業労働移動支援助成金

平成 1 5 年度	平成 1 6 年度
<p>建設業労働移動支援助成金</p> <p>建設業事業主が、離職を余儀なくされた建設業労働者を新たに雇い入れ、定着のための短期間の講習を実施した場合に、一定額を助成（講習実施期間 2 週間以上 20 万円）</p>	<p>名称変更 建設業労働移動円滑化支援助成金</p> <p>一部拡充 建設業労働移動支援定着促進給付金（講習実施期間 1 週間以上 2 週間未満 10 万円）</p> <p>新規 建設業労働移動支援能力開発給付金 中小建設業事業主団体が、離職を余儀なくされた建設業労働者等に労働移動のための講習等を実施した場合経費の一部を助成（助成率 1/3、限度額 40 万円） 中小建設業事業主が、雇用労働者に有給で当該講習等を受けさせた場合にその賃金の一部を助成（助成率 1/2、限度額 150 日）</p>

技能労働者の育成・確保の促進
～雇用改善推進事業助成金の再編～

1 趣旨・目的

過剰供給構造にある建設業においては、「建設業の再生に向けた基本指針」等により再編等が進められようとしているところであるが、建設業を巡る厳しい環境の中で、技能労働者の教育訓練の抑制や処遇悪化の動きが生じており、技能労働者の不足を招くとともに、人材流出により建設業の再生に支障をきたすことが懸念される場所である。

現在、教育訓練の実施については、各企業の取り組み等を支援しているところであるが、個々の企業等の努力のみでは十分な教育訓練の確保に限界が生じているとの指摘がなされており、建設業界全体として必要な教育訓練が確保されるよう共同化や広域化による効率的な実施を促進していくことが必要である。

また、建設業の健全な再生を促進していくためには、再生に向けた事業再構築の取り組みにあわせて、体系的な処遇改善の実施を促進していくことが必要である。

このため、雇用改善推進事業助成金の再編を行い、業界全体として必要な教育訓練の確保に向けた教育訓練の共同化・広域化や体系的な処遇改善等を推進するための建設事業主団体等の取り組みを重点的に促進することとする。

2 事業の内容

(1) 第1種（第1種及び第3種の統廃合）

現在の第1種及び第3種を再編し、雇用管理項目に関して、具体的な目標値を設定して雇用改善推進事業を実施する中小建設事業主団体等に対し助成を行う。

教育訓練の共同化・広域化のための取り組み、体系的な処遇改善への取り組みを重点項目として設け、これに取り組む場合には助成率及び上限額をアップする。

(2) 第2種

雇用改善推進事業の内容として、教育訓練の共同化・広域化のための取り組み、体系的な処遇改善への取り組みを重点項目として設け、これに取り組む場合には上限額をアップする。

雇用改善推進事業助成金の変更事項

〔現 行〕

第1種

〔特定の業種・職種等において抱える雇用管理上の課題に対応するための事業を実施〕

一般団体

- ・ 具体的目標値は設定せず
- ・ 助成率：2 / 3
- ・ 限度額：200万円（建設業人材育成支援事業を併せて実施の場合、300万円）

目標団体

- ・ 具体的目標値を設定
- ・ 助成率：1 / 2
- ・ 限度額：200万円（建設業人材育成支援事業を併せて実施の場合、300万円）

全国団体

- ・ 具体的目標値は設定せず
- ・ 助成率：2 / 3
- ・ 限度額：1,000万円（建設業人材育成支援事業を併せて実施の場合、1,400万円）

再就職援助団体（15年度限りで廃止）

第3種

〔特定グループにおいて抱える雇用管理上の課題に対応するための事業を実施〕

元方事業主

- ・ 具体的な目標値は設定せず
- ・ 助成率：1 / 2
- ・ 限度額：300万円

第2種

〔地域・業種・職種にわたり、雇用改善に係る包括的、共通の課題について、広報・啓発、団体等の指導援助を実施〕

都道府県建設業協会

- ・ 助成率：2 / 3
- ・ 限度額：1,400万円

- ・ 若年者の入職促進のための活動を含めて実施の場合、上限額を100万円上積み
- ・ 移動就労援助を含めて実施の場合、上限額を500万円上積み

〔変 更 後〕

第1種

〔特定の業種・職種・グループ等において抱える雇用管理上の課題に対応するための事業を実施〕

「統 合」

- ・ 具体的目標値を設定
- ・ 助成率：1 / 2（重点項目は、2 / 3）
- ・ 限度額：200万円（全国団体は、1,000万円）

〔重点項目を実施する場合、1につき上限額を100万円（全国団体は400万円）アップ〕

- ・ 重点項目
 - ・ 体系的な処遇改善
 - ・ 教育訓練の共同化・広域化

第2種

（同 左）

都道府県建設業協会

- ・ 助成率：2 / 3
- ・ 限度額：1,400万円

- ・ 若年者の入職促進のための活動、移動就労援助、体系的な処遇改善、教育訓練の共同化・広域化を含めて実施する場合、1につき上限額を100万円上積み